

『ハンギョレ新聞』創刊における国民株方式の分析

森類臣

(立命館大学コリア研究センター専任研究員)

1. はじめに

『ハンギョレ新聞』は2011年現在、韓国における全国日刊紙として認知されており、「革新¹⁾」論調で知られる新聞である。1970～80年代に既存メディアから解雇された記者らが中心となり、韓国民衆の幅広い支持を受けて1988年5月15日に創刊されたこの新聞は、筆者の知る限り世界に類例の見られない創刊プロセスを経験している。のみならず、当時の韓国ジャーナリズム界において革新的な紙面展開をし²⁾、韓国における「言論民主化³⁾」運動促進に大きなインパクトを与えた。

『ハンギョレ新聞』創刊の背景は、韓国における民主化の動きと表裏一体であった。韓国の民衆は軍事独裁政権の終焉つまり韓国における政治・社会・文化の民主化を渴望し、市民の「知る権利 (right to know)」に奉仕しない既存大手企業メディア⁴⁾に失望・反感を募らせていた。民衆が、民主化の基礎となる「言論の自由」を渴望し、社会の被抑圧者の声を代弁してくれる新しい新聞の登場を期待した結果生まれた新聞が『ハンギョレ新聞』であるという評価が、韓国におけるメディア史研究者の間でされている⁵⁾。

『ハンギョレ新聞』は、ジャーナリズム史上非常にめずらしい「国民株方式 (国民募金方式)」によって設立された新聞社である。国民株とは、韓国国民が募金に近い形で、『ハンギョレ新聞』創刊・維持のための株を買うという制度であり、『ハンギョレ新聞』はこの国民株によって得られた資金を基礎に創刊された。国民株方式は、特定の大株主が存在しえない制度であり、法人による株購入をも禁じていたため、他の大手企業メディアでは通常化していた政治権力からの圧力、大株主 (オーナー) の強力な影響力、広告主の圧力からの自由を担保されていたとみることができ、少なくとも創刊前後ではその状態が保たれていた。例えば、『ハンギョレ新聞』創刊メンバーの一人である李仁哲^{イインチョル}は、『朝鮮日報』『中央日報』『東亜日報』の三大紙と『ハンギョレ新聞』の報道の違いについて、大手3紙は社主や経営陣の影響力が非常に強いが、『ハンギョレ新聞』は社主がいないので圧力を受けることがほとんどないことだと指摘した⁶⁾。

本稿では、『ハンギョレ新聞』のアイデンティティともいえる国民株方式について、その採用過程と構造を分析することを目的とする。国民株方式は、ジャーナリズム史上稀有の仕組みであり、メディアの所有構造にも大きな影響を与える方式であるが、研究は少ない。特に、国民株方式の成立と採用過程については先行研究がほとんどない。よって、本稿によってその仕組みの一端を解明することは、韓国ジャーナリズム史にとっても、メディア産業論的にも意義のあることと考える。

2. 国民株方式の考案過程

ハンギョレ新聞社創立の際、会社設立に伴う莫大な資金集めの方法として様々な方法が検討されたが、政治権力などによる編集権独立性の侵害を防ぐ方法として、「国民株方式（国民募金方式）」が発案された。この方法は、広く浅く市民から株（募金）を募り、その資金を新聞社創立の資金に当てるという方法である。国民株という呼称には、多くの市民に株を通してハンギョレ新聞社を支えてもらうことで、ハンギョレ新聞社の力の源泉を株主＝韓国民に依拠させるという意味があるが、株の社会的性格を表した呼称であり、法制度的な概念ではない。国民株は法的には他企業の通常の株と変わりなく、法的に「国民株」という制度があるわけではないのである。ハンギョレ新聞社は株式会社であり、実定法に基づいて作られたという意味では、他の企業と全く同じであった。

国民株の概念規定上注意しなければならないことの一つは、株はあくまで会社を立ち上げた後に会社から発行された有価証券であるということである。創刊準備委員会はハンギョレ新聞社という会社を立ち上げるために広く国民に資金援助を訴えたが、会社設立前は国民株という名称は使わなかった。ハンギョレ新聞社設立前は、国民株ではなく「国民募金」という名称を主に使って資金を集めたのである。創刊準備委員会の考えは、まず募金によって広く国民から資金を集め、その資金をプールしつつ新聞社を立ち上げ、新聞社立ち上げ後、募金額に応じて株を発行するというものだった。

この方法は一見して問題のないものと思われたが、それまでの実定法は国民募金方式のようなケースを想定しておらず、法解釈次第では法律に抵触する恐れもあった。さらに、募金をしたのにもかかわらず、万が一新聞社設立ができなかった場合には詐欺罪に問われる憂慮もあったし、募金自体に巨額の税金がかかる可能性もあった。この部分の法律的な処理は、当時顧問弁護士を務めていた朴元淳^{パクウォンスン}が担当した⁷。

国民株方式は、源流をたどると1979年11月に、当時、東亜自由言論守護闘争委員会（以下、東亜闘争）委員長だった安鍾秘^{アンジョンピル}が語った「新たな新聞構想」にたどり着く⁸。安鍾秘の構想はかなり大まかなものであり、具体的に新聞を創刊するという点からは距離があるものであったが、①ハンゲル表記で横書きにする ②記者クラブ制度を廃止する ③国民出資の新聞社 という3点をすでに1979年に提示していたという意味で非常に興味深い。

安鍾秘の新たな新聞構想があったものの、1987年の民主化宣言および、その成果としての言論基本法廃止まで、実質的に新しいメディアを立ち上げること自体が現実的に難しかった。法的な規制を含めた軍事独裁政権のメディア政策のためだった。朴正熙政権の後に続いた全斗煥政権は、メディア統廃合を断行し既存の大手企業メディアを徹底的に統制した。全斗煥^{チョンドゥフアン}政権は、ジャーナリズムに対して強権的に対処することをその基本姿勢とした。全斗煥政権下においては、民主的なメディアを作り上げる構想はあっても、実現可能性はほとんどないことであり、それは80年代に言論民主化運動を担ってきた70年代および80年代解職記者（「75年解雇事態」および80年の「言論大虐殺」などで大手企業メディアから不当解雇された記者たち）が一番よく認識していた。解職記者が中心になって組織した朝鮮自由言論守護闘争委員会（以下、朝鮮闘委）と東亜闘委は新たなメディア創立に言及していたし、朝鮮闘委・東亜闘委の流れが結集した民主言論運動協議会（以下、言協）が創刊した『月刊言葉（マル）』も、積極的に反軍事独裁政権の論陣を張り、「報道指針」を暴露するなど権力監視・権力批判の報道を展開したが、

当然正式に認可を得た月刊誌ではなく、非合法の“地下メディア”であり、徹底的に弾圧の対象となった。言協のメンバーたちは、『月刊言葉』の意義を認めつつもそのまま月刊誌にとどまるつもりはなく、より影響力のある全国的なメディア創立の可能性を模索し続けた。

安鍾秘のアイデアがより発展した形で文章化されたのは、言協が1985年6月15日『月刊言葉』創刊号に掲載した「新しい言論機関の創設を提案する」という記事である⁹⁾。この記事はリードで「新しい報道機関は、既存報道機関が個人または少数のメディアによって独占的に所有されているのとは違い、真実の民主言論を渴望するすべての民衆が出資し、自らの力で自身の表現機関を創設する。民衆が共同で所有し運営する、民衆の（ための）表現機関になるのだ」と宣言している。「民衆が出資」「民衆が共同で所有し、運営する」という文言には、『ハンギョレ新聞』の創刊基盤となる国民募金方式・国民株方式の構想が伺える。

このような流れに見られるように、1980年代中盤までは国民募金方式・国民株方式という具体的なアイデアにこそ結実しなかったものの、言論民主化運動の重要な目標のひとつに新メディア創設の動きがあり、そのメディアが少数のオーナーではなく市民に依拠したものでなければならないという考えは、言論民主化運動を担う人間たちの共通認識となっていた。

この共通認識が、鄭泰基を中心とした新聞社創業の実務を担った少数メンバーの中で具体的なアイデアとして構築されたのは、1987年になってからであった。その契機は、盧泰愚による1987年6月29日の民主化宣言であった。ようやく合法的に新・新聞を創刊できる可能性が開けたのである。盧泰愚は民主化宣言において8項目の重要な内容を話したが、その中でもジャーナリズムに関する部分は以下のようであった。

5つ目に、言論の自由の暢達のために、関連制度と慣行を画期的に改善しなければなりません。いかにその意図がよくても、ジャーナリストの大部分の批判的になってきた言論基本法は、急いで大幅に改善するか、廃止して違う法律で代替させねばならないのです。地方駐在記者を復活させてプレスカード制度を廃止し、紙面の増ページなど、ジャーナリズムの自律性を最大限保障しなければなりません。政府はジャーナリズムを掌握することもできないし、掌握しようと企ててもいけません。国家安全保障を阻害しない限り、ジャーナリズムは制約を受けてはなりません。ジャーナリズムを審判できるのは独立した司法部と個々人の国民であることをもう一度想起します¹⁰⁾。

「国家安全保障を阻害しない限り」という文言で、権力によるジャーナリズムへの介入を認め、言論の自由を決定的に制約するという限界はあったものの、悪法として名高かった「言論基本法」の改善または廃止を示唆したという点で、意義のある宣言であった。

鄭泰基は、朝鮮日報社を解雇された後、様々な業種を経験しながら新たな新聞創刊構想を温めて続けていたが、1987年7月に李泳禧^{リヨンヒ}、李炳注^{イビョンジュ}、任在慶^{イムジェギョン}ら数人の“同志”に会い会議を重ねた。その席で李炳注が、国民から広く創刊資金を募集するキャンペーンを展開したらどうかと提案した。このようなプロセスを経て、国民募金方式は、その大まかな形態がメンバーによって共有され整理されていったが、この時点ではまだ一つのアイデアの段階であった。

具体的な議論を煮詰めたのは、鄭泰基・李炳注・金泰弘^{キムテホン}が中心となって1987年7月に結成された「新メディア創設研究委員会」であろう。研究の末、同月末、新メディア創設研究委員会が「民衆新聞創刊のための試案」を提出し、そこで国民募金の基本枠組みが整った。さらに研究を重ね、実務段階に移ったと判断した9月1日に、「新メディア創設研究委員会」が発展解消する形で「新たな新聞創刊発議準備委員会」が構成された。委員会は、ソウル市鍾路区安国洞安国ビル601号室および602号室に「新たな新聞創刊準備事務局」を構えた。「新たな新聞創刊発議準備委員会」は、9月23日に「新たな新聞創刊発議者総会」で創刊発議文を発表し、9月24日に「新たな新聞創刊発議推進委員会」に改編された。

3. 国民株方式の採用と進捗過程

国民株方式の基本枠を整えた後も、新聞社創業および新聞創刊のための莫大な資金準備が創刊準備メンバーたちに立ちふさがり障壁となった。新聞社を設立するためには膨大な作業をこなす必要があり、特に資金の準備はその核心であった。当時、韓国の主要新聞社・通信社（『朝鮮日報』『東亜日報』『中央日報』『韓国日報』など6つのいわゆる全国日刊紙と、『毎日経済新聞』など2つの経済紙、連合ニュース）の平均固定資産は約249億ウォンであった¹¹⁾。固定資産には当然のことながら新聞社が設置される土地・社屋・輪転機などが含まれるので、この事実は全国日刊紙を製作・発行・流通させ、経営を軌道に乗せるのに、単純計算で249億ウォン程度は必要であるということの意味していた。

しかし、鄭泰基は、必要経費を大幅に節約し100億ウォンでつくる予定だと1987年11月に明かしている。国民募金（国民株）で50億ウォン¹²⁾を準備し、残りの50億ウォンは銀行から融資を受ける計画だと述べたのである¹³⁾。上記の全国日刊紙の平均固定資産より約150億ウォン少ない金額であるが、鄭泰基は研究に基づいた結論として、写真植字機・出力装置・組版・輪転機など、新聞発行に必要なハード面（工務施設関連）にかかる費用を最小限に抑える工夫をした。その“秘密兵器”が、コンピューター組版体制（Computer Typesetting System、以下CTS。電算写植ともいう）であった。それまでは、記者が作成した記事は手動写植による組版作業で処理していた。手動写植では、新聞社はレベルの高い熟練工を大量に雇用する必要があり、また印刷工程は非常に複雑なシステムを取らざるを得なかった。このプロセスをコンピューター上で処理する新しいシステムとして、CTSを採用した。1987年当時、アメリカや日本の一部の新聞社ではCTSが導入されていたが、韓国ではその時点でどの新聞社も取り入れていなかった¹⁴⁾。鄭泰基は、朝鮮日報社を解雇されてから一時期コンピューターの会社を経営した時期があり、コンピューター活用の将来性を確信していた。

さらに、創刊事務局で企画担当をしていた徐炯洙^{ソヒョンス}が事業計画案を練る上で、「最少主義」と「精鋭主義」をその基本にした。新聞を出せる設備資本を可能な限り少なく抑える「最少主義」と、人的資本を構成するメンバーを絞り、職能レベルの高い記者数と実務担当者数を最小限に抑える「精鋭主義」が事業計画案の両輪となった。

準備金100億ウォンのうち、50億ウォンは銀行からの融資を受ける予定だったが、残り50億ウォンは自力で集めなければならない状況だった。当時、鄭泰基は基本的に「その時の韓国社会の状況を私がどのように把握していたか」といって、民衆のメディアへの不満や不信が大きく、民衆の怒りは爆発寸前

の臨界点ギリギリだということでした。正確にマッチの火を擦れば、すぐに 50 億ウォンくらいは集まるであろう、問題はないと見ました。ただ、どうやってマッチの火を擦るかが問題でした。韓国は非常に多様なスペクトラムが広い社会です。募金をするとき、それが非常に大きな力になります。人々が皆(募金に)呼応し、同意してくれてこそ、創刊できるという見通しでした¹⁵⁾という状況分析をしていた。

実務的な計画は進捗し、韓国社会の状況を踏まえると募金は集まるという見通しはあったものの、実際に新聞創刊をするに当たって、創刊事務局のメンバーは本当に資金が集まるのか不安を拭えなかったようである。

このような中、1987 年 9 月 23 日午後 7 時に新たな新聞創刊準備事務局で、新たな新聞創刊発議者総会が開かれ、「新たな新聞創刊発議宣言文」が採択された。発議者 196 人の名前も同時公表された。宣言文の中、国民募金制度と関連のある箇所は以下のものであった。

「われわれは、新たな新聞がその厳粛な使命として、膨大な必要資金を調達するために、民主的・民衆の正統性に基盤を置くために、権力と資本から独立するために、民主的経営と編集を実現するために、必ずや『株の公募』を通した全国民的参加によって新聞社が創立されるしかないと信じます。われわれは新たな新聞を待つ国民的希望をすでに確認しています。われわれの発議に呼応する国民的熱意を確信しています」。

この宣言は、国民募金(国民株)方式をあくまで貫徹するという一種の“覚悟”を示しているといえよう。この総会で、同時に二つの重要な原則、つまり①授権資本金 50 億ウォン ②出資上限は資本金全体の 1 パーセント未満、が確認された。

この席で発議者 196 名が資金を出し合い、計 1 億ウォンをまずプールした。この中には、解職記者たち 155 名がそれぞれ約 50 万ウォンずつ出し合った約 7750 万ウォンも含まれており、この資金は、創刊準備における実務費に当てられることになった。出し合った資金だけでは、創刊には全く届かなかったため、国民募金を本格的に実行することになった。この国民募金方式は、徐炯洙によって具体的に計画化され、1987 年 10 月に事業計画書として発表された。10 月以降、最初に「国民一株キャンペーン」を発案した李炳注は、国民株(国民募金)を担当する総責任者になった。

この後、10 月 12 日に各界の指導的なリーダー 24 人が「新たな新聞創刊に声援を願います」という声明を発表した。ジャーナリズム界からは金観錫(前キリスト教放送社長)、政治界からは李愚貞(前民主党顧問)宗教界からは文益煥牧師、朴炯圭牧師、宋月珠僧侶など、学界からは李兌榮(前梨花女子大学法学部教授)や李效再(社会学者)など、民主化運動を牽引してきた重鎮たちが名を連ねた。この声明では「各界代表と市民の皆さんが新たな新聞に積極参与し、この新聞を大切に育ててくださることを伏してお願い申し上げます」と結び、国民株への参加を幅広く呼び掛けた。

さらに、10 月 22 日に題字を「ハンギョレ新聞」に決定したのを受けて、同月 30 日にソウル市明洞にあるキリスト教女子青年会(YWCA)大講堂で創刊発起宣言大会を開いた。ここでは「ハンギョレ新聞創刊発議宣言文」が採択された。この宣言文でも、国民株公募のために、以下のような内容が盛り込まれた。

今日、われわれは、新しいメディアの創刊を通して、今の制度言論がもつこのような構造的欠陥を克服しようとしています。このための第一要件は、(ハンギョレ新聞が) 既存メディアのように何人かの所有物になり権力に隷属することのないようにしなければならないということです。そのためにわれわれが策定した創刊基金 50 億ウォンを国の民主化を心から願っているすべての人の参与で成し遂げ、字そのままに国民が主人になる新聞をつくろうとしています。

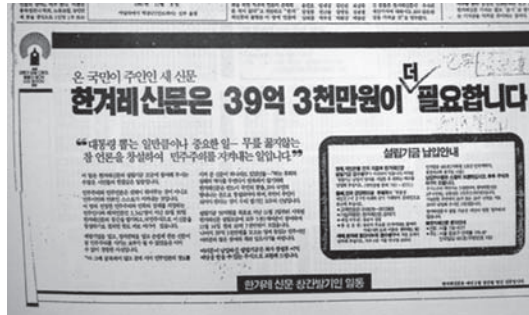
この宣言で分かるように、創刊メンバーの認識として、権力と資本から独立した「自由言論」をつくるためには、それを実質的に担保するシステムの構築が必要であった。国民株方式は「自由言論」を担保するシステムと認識されると同時に、「自由言論」の心臓部だと宣言文で位置付けられていたのである。大会では、発議人 56 名によって「ハンギョレ新聞創刊委員会」(以下、創刊委員会)が発足した。

この発議宣言大会後、全国民を対象にして本格的に、新聞社設立のための国民株公募を開始した。「新たな新聞創刊発議宣言文」および「ハンギョレ新聞創刊発議宣言文」で公約された通り、一株当たりの額面価格を 5000 ウォンとし、50 億ウォンを目標金額として国民株公募を始めた。編集権への株主の干渉および不当な影響力行使を防ぐため、購入できる金額は、資本金総額の 1 パーセント未満とした。

ほとんどの既存大手企業メディアは、『ハンギョレ新聞』創刊運動をニュースとして報道せず黙殺したので、創刊委員会は、新聞広告などを使って創刊運動を社会に周知する必要に迫られた。もちろん、宋建鎔ら創刊委員会の中心メンバーが、ソウルをはじめ各地方の主要都市に直接入って、在野運動団体や市民向けに『ハンギョレ新聞』創刊協力要請のための講演会を開いたが、それだけでは限界があった。情報宣伝活動を本格化させる必要があったのである。創刊委員会は 11 月 6 日から『朝鮮日報』をはじめ、他の日刊紙に「すべての国民がつくる新・新聞、ハンギョレ新聞の主人になりましょう」という創刊基金募金の広告を掲載し始めた¹⁶⁾。広告の効果は絶大で、紙面広告掲載を始めた 11 月 6 日だけで 1,100 万ウォンの募金があった。

1987 年 11 月 14 日の時点で、設立会員を約 5100 名まで拡大させ、10 億 7000 万ウォンを集めた。その内訳は、創刊を発議したメディア関係者(記者出身の人間および現役記者)約 200 人が一人当たり最低 50 万ウォンを出して約 1 億 7000 ウォンを集め、それ以外の『ハンギョレ新聞』創刊発起人 3100 名と一般株主 1,700 名が約 9 億ウォンを出した計算になる¹⁷⁾。

本格的に国民株方式を取り入れてから、16 日間という短期間で 10 億 7000 万ウォンを集めたわけだが、目標とする 50 億ウォンにはほど遠い数字であった。そこで、創刊準備委員会は、ハンギョレ新聞創刊発起人一同の名義で、『ハンギョレ新聞便り』などに広告を出した。そこには「すべての国民が主人となる新しい新聞 ハンギョレ新聞は 39 億 3 千万ウォンが “さらに” 必要です 大統領選挙と同じくらい重要なこと一膝を屈しない真のメディアを創立し、民主主義を守ることです」というキャッチコピーが用いられた。

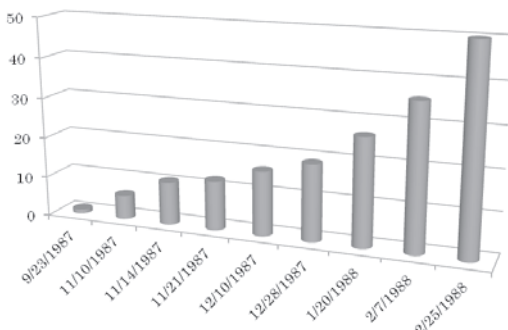


【写真1】『ハンギョレ新聞便り』(1987年11月18日発行)に掲載された国民株募集の広告

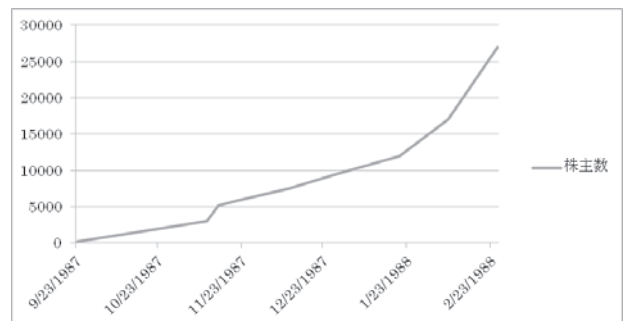
1987年11月は、第13代大統領選挙が近づいており、韓国社会全体が政治的“興奮”の中にある状態であった。創刊委員会は、高まる民主化要求が大統領選挙という大きなイベントに向かって結集しつつあるという時流を見定めて、より効果的な広告を掲載した。11月末から『ハンギョレ新聞便り』などに掲載されたこの広告は、「大統領を選ぶことと同じくらい重要なこと—ハンギョレ新聞に出資してください。明日の民主主義に投資することなのです」であった¹⁸⁾。

しかし、12月16日の大統領選挙で民主正義党(民正党)候補の盧泰愚が当選し、民主化運動勢力が支持する金大中・金泳三が敗北するという事態が起こった。創刊委員会は、敗北感の漂う民主化勢力を刺激しつつハンギョレへの協力を促すために「民主化は一度の勝負ではありません—虚脱と挫折を振り切ってハンギョレ新聞創刊に力を結集させましょう」というキャッチコピーで創刊基金募集広告を『東亜日報』『朝鮮日報』『中央日報』『韓国日報』など主流メディアに掲載し始めた¹⁹⁾。

その後、1月28日からは“ラストスパート”ともいえる「募金キャンペーン」を行った²⁰⁾結果、募金総額と株主数を急激に伸ばした。『ハンギョレ新聞便り』第1号～7号を元にして筆者が作成した以下のグラフを見ても、1988年1月20日以降に急激に伸び幅が大きくなっていることがわかる。



【グラフ1 株総額の変化】



【グラフ2 株主数の変化】

(『ハンギョレ新聞便り』第1号～7号を元に筆者が作成)

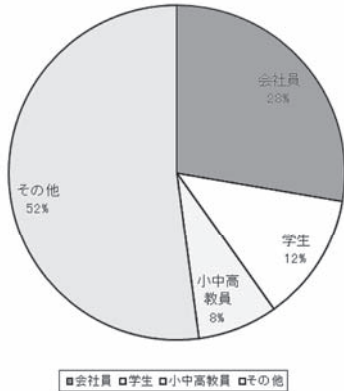
(『ハンギョレ新聞便り』第1号～7号を元に筆者が作成)

【表 1 株総額と株主数の変化】（『ハンギョレ新聞便り』第1号～7号などを元にして筆者が作成）

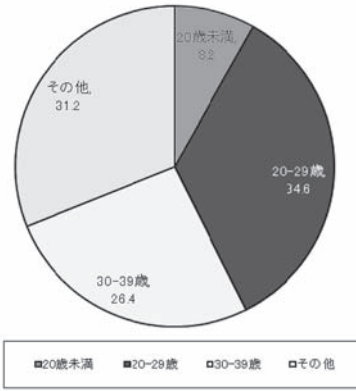
日付	総額（単位：億ウォン）	株主数（創刊基金納入者数）
1987/09/23	1	196
1987/11/10	6	3,000
1987/11/14	10.7	5,100
1987/11/21	12.3	5,800
1987/12/10	16	7,500
1987/12/28	19	9,500
1987/01/20	26.6	12,000
1988/02/07	35.8	17,000
1988/02/25	50	27,000

このようにして、1987年10月30日から108日間続いた創刊基金募金運動は、1988年2月25日に出資者約2万7,000人、創刊基金50億ウォンを集め、目標を達成して募金を完了した。

株の購入層を職業別に見ると、会社員28パーセント・学生12パーセント・小中高教員9パーセントであり、比較的高学歴者であると思われる層が全体の49パーセントを占めていたことがわかった。また、株購入層を世代別にみると、20歳未満が8.2パーセント、20～29歳が34.6パーセント、30～39歳が26.4パーセント未満であり、39歳未満の合計が69.2パーセントを占めた。この結果からわかるのは、株購入層は、比較的若年層が占めたということである。



【グラフ3（左） 国民株主の職業別割合】

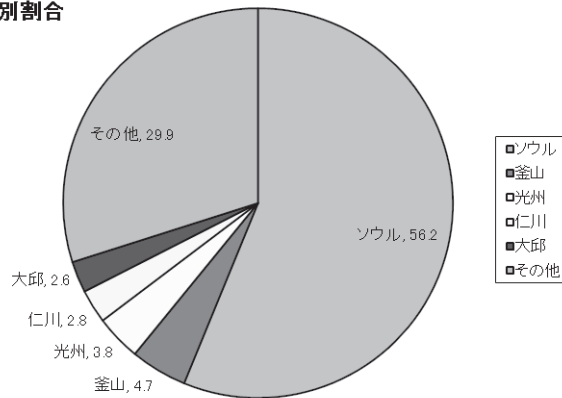


【グラフ4（右） 国民株主の世代別割合】

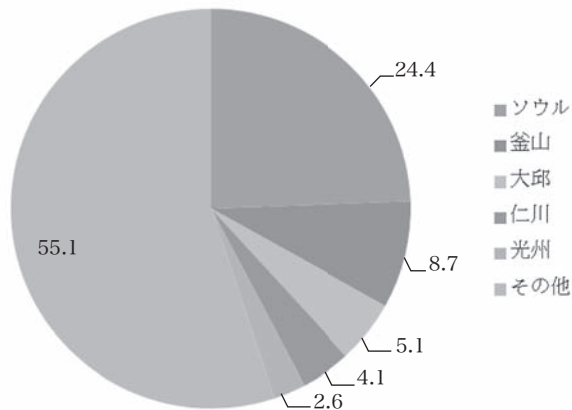
（『ハンギョレ新聞便り』第1号～7号などを元にして筆者が作成） （『ハンギョレ新聞便り』第1号～7号などを元にして筆者が作成）

さらに、株購入層の地域別割合をみると、以下のグラフから分かるように、ソウル、釜山、光州、仁川、大邱の大都市（一定の人口と面積を備えた特別行政区域）の割合は70.1パーセントと高めであり、さらにそのうち80パーセントがソウルであった。1990年度のソウル、釜山、光州、仁川、大邱とその他の行政区域の人口割合を見ると、全人口におけるソウル、釜山、光州、仁川、大邱を合わせた割合は44.9パーセントであるから、単純な人口比較をしても、株購入層が大都市に比較的集中していたということは言及できるであろう。

都市別割合



【グラフ 5】株主の地域・都市別の割合（単位：％）（『ハンギョレ新聞便り』第1号～7号などを元にして筆者が作成）

【グラフ 6】1990年当時の韓国の行政別人口分布²¹⁾（単位：％）（『ハンギョレ新聞便り』第1号～7号などを元にして筆者が作成）

以上、株主層の分析から分かることは、国民募金の大きな担い手は、大都市（特にソウル）の高学歴若年層だったということである。この層は、当時、民主化運動の一翼を担っていた、学生運動団体らと重なる。

4. まとめに代えて—国民株方式の理論的検討

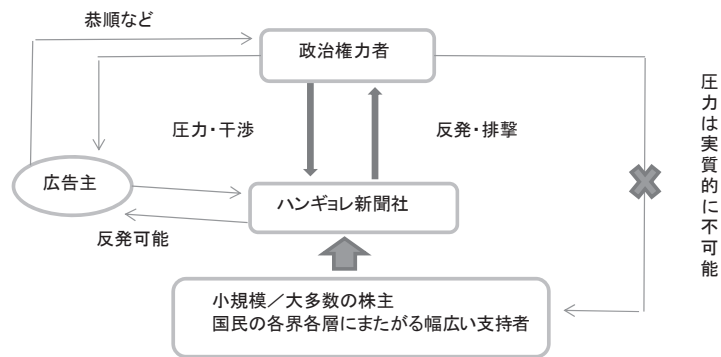
国民株という独特の所有制度は、以上述べたように発展した方式であったが、その目的および効果を理論的に考察してまとめたい。

第一に、政治権力や大広告主など外部勢力からの経営権および編集権への不当な干渉を防ぎ、言論の自由（特に報道の自由）を守ることができることが挙げられる。

『ハンギョレ新聞』は他の新聞と同じく、通常の新聞発行活動およびそれに伴う収益構造においては広告料と購読料に依存している。にもかかわらず、他の新聞社が権力の干渉（政治権力および広告主の圧力）を受けやすい反面、『ハンギョレ新聞』は権力の干渉を受けにくい、もしくは受けたとしてもそれを拒絶

し排撃する能力がある。その理由は、小規模大多数の株主が会社の資本金（株主資本）を支えている制度＝国民株方式を基盤としているという点に帰結する。つまり、収益構造については広告料等に依存する部分があるものの、それは収益構造の一部であり、全面的に依存するシステムではなかったのである。最終的な生命線は小規模大多数の“国民株主”であるため、少数の大広告主に生命線を握られるリスクは非常に少なかった²²⁾。

また、政治権力者が小規模・大多数の株主に直接圧力をかけることも現実的に難しく実質的不可能であった。もちろん、安全企画部がハンギョレ新聞の読者性向調査をするなど、政治権力が株主および読者一人一人に対して圧力をかける兆候もなくはなかったが、『ハンギョレ新聞』がこの事実を特ダネ報道したこともあり²³⁾、政治権力者による国民株主への直接的な圧力はほとんどなされなかった。

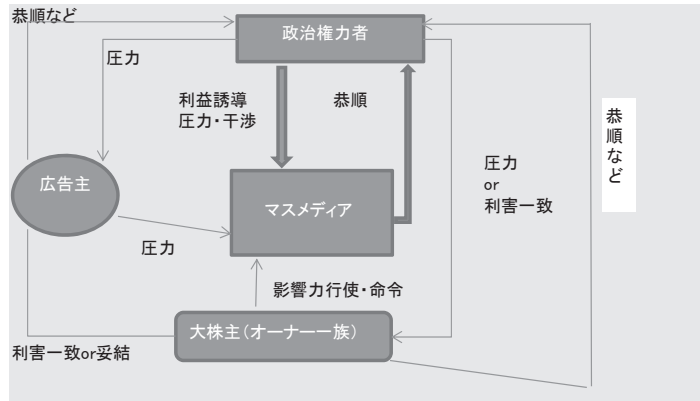


【図1】ハンギョレ新聞社、株主、政治権力者、広告主の関係図

これに対し、【図2】のように、権威主義体制下の既存の大手新聞社をとりまく構造は、政治権力者のメディア・コントロールに対して基本的に弱い構造になっていた。既存の大手新聞社は、少数の大株主（オーナー、ほとんどが創業者一族）が会社の株の大部分を所有しているケースが多く、ゆえに大株主であるオーナーの意向が会社の経営を左右しやすく、編集権の独立まで侵害するケースが多かった。さらに、収益構造を、大手の広告主に依存する面が強かった。このような構造を持っていたため、政治権力者は、オーナーまたは少数の特定広告主に圧力をかければ、比較的簡単にメディア・コントロールをすることができた。

【図2】で示したように、政治権力者は、マスメディアに直接圧力および懐柔をする経路のほか、マスメディアを実質上保有している大株主（オーナー）に対するルートもあった。また特定の大手広告主に圧力をかけて間接的にメディアをコントロールするという経路も有していた。

実際に、1975年に、朴正熙政権の意向を受けた朝鮮日报社と東亜日报社が記者を大量解雇した事件（75年解雇事態）と、1980年に全斗煥政権によってメディアが統廃合され、記者が大量解雇された事件（80年言論大虐殺）は、政権の強権性はもちろんのこと、政権の利益誘導と弾圧に屈服した経営陣が強制的に記者を大量解雇した側面が強い²⁴⁾。



【図2】権威主義体制下のハンギョレ新聞社、株主、政治権力者、広告主の関係図

第2に、株の購入制限によるバランスを挙げられるであろう。また、創立者本金 50 億ウォンを目標に募金を実施したが、巨大資本の浸透を阻むという意味で、株主 1 名当りの出資額を、資本金全体の 1% 以内に制限し、法人による株購入も禁止した。これにより、特定の株主が影響力を伸ばして、ハンギョレ新聞社の経営権および編集権に不当な干渉を行うことを防止した。構造的に大株主が生まれるのが不可能な構造となっており、したがって、理論的には会社の経営に特定の株主の影響力が大きく反映されない構造となっている。そのような意味で、多数の国民株主の意思決定として経営者が選抜されるので、他の大手企業メディアより民主的なプロセスを経ているといえるだろう²⁵⁾。たとえば、韓東燮は「(ハンギョレ新聞は) 所有権を実に約 6 万名の少額株主たち²⁶⁾ に完璧に分散させることで、メディア資本の所有権を通じた統制と国家介入による統制から自由でいられるという、新しい公共所有形態を創案した。実際に、このような所有構造はメディア資本と国家の統制から自由であるメディアをつくるという点で効果的であった²⁷⁾」と評価している。

以上述べたように、『ハンギョレ新聞』の国民株方式の構造は外部からの圧力には強い構造を持っていた。しかし、内部構造においては、小規模大株主の意見を収斂しきれないという問題もあった。この問題が表面化したのが、1993 年 7 月 22 日に一部株主たちがソウル地方裁判所に起こした株主決議無効の提訴だった²⁸⁾。また、少数の大手広告主に依存しないシステムではあるものの、累積赤字が増えるにしたがって広告収入自体に依存する割合が増え、それが 2008 年の三星^{サムソン}広告問題²⁹⁾につながった。

このように、ハンギョレ新聞の基を担っている国民株方式は、創刊 20 年が経過した現在、継続する経営難とあいまってその構造が問われている。『ハンギョレ新聞』の創刊発議人である白榮晴^{ベクナクチョン} (元ソウル大学教授) は、2008 年 5 月 15 日にソウル市で行われたハンギョレ新聞創刊 20 周年記念式のスピーチで『ハンギョレ新聞』は過去 20 年間に於いて政治権力と闘い、打ち勝った。これからは経済権力が問題だ」と述べたが、この言葉は『ハンギョレ新聞』の経営構造の弱さを端的に示しているといえる。

最後に、本稿における不足点について述べたい。

第一に、本稿では、『ハンギョレ新聞』の創刊準備過程に焦点を絞り、国民株方式の採用過程と構造について、ジャーナリズム論を援用して分析したが、創刊以後の分析については本稿では論じることができなかった。これは、人事権とコーポレート・ガバナンス (corporate governance、企業統治) の議論

に発展するので、他の理論的観点からの分析が必要である³⁰⁾。別途論じたい。

第二に、国民株方式の有効性をさらに詳細に論証するためには、韓国内あるいは外国の新聞社との比較が必要である³¹⁾。例えば、日本の『朝日新聞』の編集権は果たして自立しているのか、自立しているならばどういう条件でそれが成立しているのかなどを調査・分析し、『ハンギョレ新聞』の国民株方式と比較分析するなどの研究を通して、国民株方式の有効性を示す論に深みが与えらえよう。これについても別途論じたい。

以上の二点については今後の課題とし、より立体的な国民株方式の分析に発展させていきたい。

5. 主要参考文献・資料

- 고승우, 2002 「한겨레신문의 창간과정에 관한 사회학적 연구—민주 언론운동의 관점에서」 고려대학교 대학원 사회학과 박사학위논문 (高昇羽, 2002 『ハンギョレ新聞創刊過程における社会学的研究—言論民主化と運動の観点から』 高麗大学大学院社会学科博士論文)
- 고승우, 2004 「한겨레창간과 언론민주화」 나남출판 (高昇羽, 2004 『ハンギョレ創刊と言論民主化』 나남출판)
- 김민남, 2001 『새로 쓰는 한국언론사』 아침 (キムミンナム, 2001 『新しく書く韓国言論史』 アチム)
- 동아자유언론수호투쟁위원회, 2005 『자유언론』 해담술 (東亜自由言論守護闘争委員会, 2005 『自由言論』 헤담술)
- 박해전, 1994 『다시 태어나야 할 겨레의 신문』 1,2,3 권, 울도서적 (パクヘジョン編著, 1994 『もう一度生まれ変わらなければならない同胞の新聞』 1巻・2巻・3巻, ウルド書籍)
- 한국언론학회, 2008 『한겨레와 한국사회 20년』 (韓国言論学会, 2008 『ハンギョレと韓国社会 20年』)
- 한겨레신문사, 1998 『창간 10주년심포지엄—「한겨레」 10년의 성과와 미래』 (ハンギョレ新聞社, 1998 『創刊 10周年シンポジウム—「ハンギョレ」 10年の成果と未来』)
- 한겨레 20년사사편찬위원회, 2008 『희망へ向かう道—한겨레 20년의 연사』 한겨레신문사 (ハンギョレ 20年社史編纂委員会, 2008 『希望へ向かう道—ハンギョレ 20年の歴史』 ハンギョレ新聞社)
- 한동섭, 1998 「국민주언론에서의 ‘경영자통제’: 한겨레신문의 사례를 중심으로」 『言論學報』 제 17 집, 한양대학교 언론문화연구소, pp211-214 (韓東燮, 1998 「国民株言論での‘経営者統制’:ハンギョレ新聞の例を中心として」 『言論學報』 17集, 漢陽大學言論文化研究所, pp211-214)
- 한동섭, 2000 『한겨레 신문 과 미디어 정치 경제학』 커뮤니케이션 북스 (韓東燮, 2000 『ハンギョレ新聞とメディア政治経済学』 コミュニケーションブックス)
- 이인우, 심산 공저, 1998 『세상을 바꾸고 싶은 사람들 한겨레신문 10년의 이야기』 한겨레신문사 (李寅雨・沈山共著, 1998 『世の中を変えたい人々—ハンギョレ新聞 10年の物語』 ハンギョレ新聞社)

注

- 1) 韓国語では「進歩(진보)」と表現されるが、本稿では日本で一般的に使用される「革新」という言葉を用いた。
- 2) 象徴的なのが、『ハンギョレ新聞』創刊号一面に掲載された「白頭山天地」の航空写真であろう。白頭山は、現在、朝鮮民主主義人民共和国および中国の国境線上に位置する。南北および海外にまたがる朝鮮民族発祥伝説(檀君神話)の地である。1987年6月29日に盧泰愚政権によって「民主化」が宣言され、一応軍事独裁政権は終わりを告げた。とはいえ、反共を国是とする軍事独裁政権時代の残滓は社会に残り、国家保安法の脅威が現在より大きかった当時、朝鮮民主主義人民共和国を連想させる「白頭山」を1面トップに載せたことは、この新聞の革新性と独自性を端的に表していた。
- 3) 「言論民主化」には4つの解決されるべき問題点があると宋建鎬(1927.9.27～2001.12.21、『東亜日報』記者などを経て、民主言論運動協議会議長。ハンギョレ新聞社の初代～4代の代表取締役)は指摘する。それは、①1975年と1980年の2回にかけて、不当に解雇された約900人に達する記者たちを無条件に復職させなければならないこと ②言論の自由の最も基本的な条件である企業の経済的・政治的独立 ③言論を規制するすべての悪法、特に「言論基本法」が廃止されなければならないこと ④編集権の独立を守ること、である。송건호, 2002『송건호전집』8권(宋建鎬, 2002『宋建鎬全集』8巻), pp43-46などを参照。
- 4) 「メディア(media)」という言葉は非常に多義的であり、メディア論、ジャーナリズム論、マス・コミュニケーション論の各研究分野において、また研究者によっても様々に定義される。本研究では、「メディア」を「マスメディア」とほぼ同義、つまり「報道機関」という意味で用いる。また、米国のジャーナリストは、規模が大きく従って影響力も大きい報道機関(main stream media, news organization)を、「企業メディア(corporate media)」と呼ぶことも多い。
- 5) 例えば、キムミンナム, 2001『新しく書く韓国言論史』アチム(김민남, 2001『새로 쓰는 한국언론사』아침)などを参照。
- 6) 2008年8月29日に李仁哲氏へ聞き取り調査。
- 7) 朴元淳がハンギョレ新聞創刊運動に関わり始める時期だが、1988年9月23日に発表された「創刊発議者名簿」(全196名)の中には朴元淳の名前はない。また、朴元淳は当時、弁護士業務に従事しつつ大韓弁護士協会人権委員などを務めていたので、「新たな新聞創刊準備事務局」の中心メンバーとして創刊準備のみに奔走していたとも考えにくい(創刊事務局のメンバーは、基本的に解職記者および有志ボランティアで構成されていた)。よって、朴元淳は9月23日以降にハンギョレ新聞創刊に、外部から“側面援助”のような形で実務に関わっていったと推認できる。もちろん、本人への確認が必要であることは言うまでもなく、現在調査進行中である。
- 8) 東亜自由言論守護闘争委員会, 2005『自由言論』ヘダムソル(동아자유언론수호투쟁위원회, 2005『자유언론』해담솔)
- 9) 「新しい言論機関の創設を提案する」『月刊言葉』創刊号、民主言論運動協議会、1985年6月(「새로운 언론기관의 창설을 제안한다」『월간 말』민주언론운동협의회, 1985년 6월) p4-5
- 10) 原文は以下の通り。なお、「언론」という言葉については、ここでは「ジャーナリズム」と訳出した。「다섯째, 언론자유와 창달을 위해 관련제도와 관행을 획기적으로 개선해야 합니다. 아무리 그 의도가 좋더라도, 언론인 대부분의 비판의 표적이 되어온 언론기본법은 시급히 대폭 개정되거나 폐지하여 다른 법률로 대체되어야 할 것입니다. 지방주재 기자를 부활시키고 프레스카드 제도를 폐지하며 지면의 증면 등 언론의 자율성을 최대한 보장하여야 합니다. 정부는 언론을 장악할 수도 없고 장악하려고 시도하여서도 아니됩니다. 국가안전보장을 저해하지 않는 한 언론은 제약받아서서는 아니됩니다. 언론을 심판할 수 있는 것은 독립된 사법부와 개개인의 국민임을 다시 한번 상기합니다.」
- 11) ハンギョレ創刊20年史編纂委員会、2008『希望へ向かう道—ハンギョレ20年の歴史』ハンギョレ新聞社(한겨레창간 20년사편찬위원회, 2008『희망으로 가는 길 한겨레 20년의 역사』한겨레신문사)
- 12) 「反骨で売る新生朝刊紙『ハンギョレ』は韓国新聞界の“台風の目”」『週刊朝日』1988年6月17日号によると、当時の日本円で約8億6000万円となる。
- 13) 月刊『泉が深い水』1987年11月号(월간 『샘이깊은물』 1987년 11월호)
- 14) 一部の雑誌社では採用していた。
- 15) 2009年8月25日、鄭泰基氏への聞き取り調査。
- 16) 『朝鮮日報』1987年11月6日8面の広告が初。
- 17) 『ハンギョレ新聞便り(한겨레신문소식)』1987年11月18日発行。
- 18) 『ハンギョレ新聞便り』第4号(1987年11月24日発行)。
- 19) 例えば、『東亜日報』1987年12月24日7面。半面が『ハンギョレ新聞』の広告が占めている。

- 20) 『ハンギョレ新聞便り』第6号(1988年2月9日)1面には、「特に、先日1月28日には募金キャンペーンが開始されて以来、一日の入金額が(過去)最高の1億6000万ウォンとなるなど1億を超えた」と記録されている。
- 21) 韓国・統計庁が運営する国家統計ポータル(www.http://kosis.kr)による。本来ならば、1987年および88年の統計を用いるべきであるが、統計庁の人口統計は5年毎になされており、1987～88年の近似値としては1985年と1990年の数値が挙げられる。ただ、光州については1985年の人口統計は公開されていない。これは、光州が1986年に直轄市となった後別枠として調査が始まったためである。よって、1990年以前の光州市の人口統計は国家統計ポータル公開されていなく、光州市ホームページで公開されている統計をもとにするしかない。同様に、ソウル市ホームページなどでも人口が公開されているが、市ごとに統計方法が違う可能性もある。よって、本稿では人口統計方法が共通している統計庁の1990年の人口分布資料を用いた。
- 22) ただし、創刊から現在に至るまでにこの構造にも少しずつ変化がみられる。現在は、「三星広告問題」に見られるように、広告収入への依存度は高まっている。
- 23) 『ハンギョレ新聞』1989年10月4日付「安企部、本紙読者性向調査」(11面)
- 24) 1974年に起きた「東亜日報白紙広告事態」が有名である。1974年12月に朴正熙政権が東亜日報を弾圧するため、新聞に広告を提供している広告主に圧力をかけて『東亜日報』に広告を掲載させないという方法をとった。東亜日報は広告欄白紙のまま新聞を発行し続け、それに対して読者・市民が東亜日報に「激励広告」を送った。しかし、長期にわたって有力広告主の広告掲載がない状態の東亜日報は、経営難に陥り朴正熙政権に屈服。75年の記者の大量解雇につながった。
- 25) もちろん、一般的な企業であれば少数株主の意向を受けた経営陣が選出されてもさほど問題にはならないかもしれないが、報道機関は民主主義社会における必要不可欠な重要要素として認識され、「社会的責任」を担う立場にあるので、一般的な経営の論理とジャーナリズムを担う機関の論理は峻別されるべきであるという議論がジャーナリズム研究では主流である。Bill Kovach, Tom Rosenstiel “*The Elements of Journalism: What Newspeople Should Know And the Public Should Expect*” (THREE RIVERS PRESS,2001)、Frederick S. Siebert “*Four Theories of the Press: The Authoritarian, Litertarian, Social Responsibility, and Soviet Communist Concepts of What the Press Should Be and Do*” (University of Illinois Press,1963)、Robert Leigh, Commission on Freedom of the Press “*A Free and Responsible Press, a General Report on Mass Communication:Newspapers, Radio, Motion Picture, Magazines, and Books*” (Univ of Chicago Press,1947)などを参照。
- 26) 1993年5月15日付『ハンギョレ新聞』によると、93年4月末現在で、株主は61,866名であった。
- 27) 韓東燮、2000「ハンギョレ新聞とメディア政治経済学」コミュニケーションブックス(한동섭,2000『한겨레신문과 미디어 정치경제학』커뮤니케이션북스)
- 28) 1993年6月19日におこなわれた株主総会において、金重培を代表取締役とする新・取締役会構成案が可決されたが、これに不満を抱いた一部の株主が、取締役会選出の手続きを問題として訴訟を起こした。
- 29) 『ハンギョレ新聞』が2007年10月30日から始めた「三星(サムソン)裏金口座」という調査報道後、三星グループがハンギョレ新聞社にのみ広告提供を長期間行わなかった問題。三星の広告を中断されたハンギョレ新聞社の収入は急激に減少した。三星による特定のメディア攻撃という側面から大きくクローズアップされたが、反面、ハンギョレ新聞社のみならず、他メディアも広告収入の多くを三星グループに依存していることを証明する事件ともなった。
- 30) この問題に関連して、一部の国民株主が人事権および編集権に影響力を及ぼそうとして訴訟になったことがあった。脚注の28を参照。
- 31) 1987年6月29日に民主化宣言がなされ、その後金泳三政権(文民政権)から金大中政権・盧武鉉政権を経て韓国の民主化は進展したが、「朝中東」など三大紙を始めとするメジャー新聞は、権威主義体制下で行った記者の大量強制解雇、「権言癒着」構造、虚偽・歪曲報道、ブラック・アウト(重要な事実をわざと報道しないことによって、社会的事実にしらないこと)などについて、筆者の知る限り、今まで自ら検証して反省・謝罪したことがほとんどない。つまり、「過去清算」を終えていないのである。実際、「朝中東」は、権威主義体制下で身に着けた体質を現在まで温存しており、その意味でメジャー新聞における言論民主化はなされていない。よって、民主化以後とはいっても民主化されていない三大紙とハンギョレ新聞を比較することは適切とはいえない。そこで、一つの方法として諸外国のメディアと比較する方法がある。ここでは日本の新聞と比較する可能性を挙げた。

【2011年12月9日レフェリーの審査を経て掲載決定】